

ご注意ください！令和6年分の確定申告書からは  
申告書（控）に税務署の收受印がもらえなくなります！

# 確定申告書（控）への 收受印の廃止について

これまで、書面提出による確定申告を行っていた方は、税務署への提出時に「控え」の用紙へ提出月日入りの「收受印」が押され、提出の証明とすることができていました。

しかし国税庁より「確定申告書等への控えに対し、令和7年1月から  
收受印の押捺を廃止する」と発表されています。

このため **令和6年分の確定申告からは、控え書類への收受印が  
もらえなくなります。**

確定申告関係について、令和6年分以降は下記のように変更となりますのでご確認ください。  
※商工会では申告書はお預かりしませんので各自でご提出をお願いいたします

## 提出書類

◆令和5年分まで  
確定申告書（提出用）と（控え）  
の両方を提出。  
收受印が押されて返却された  
（控え）を保管します。



◆令和6年分から  
確定申告書（提出用）だけを提出。  
（控え）については各自保管し、  
提出年月日を記録しておく。

よくある  
疑問！

令和6年分以降の確定申告書の**税務署による公的証明が必要な  
場合**はどうすれば良いですか？（融資や補助金で必要な場合等）

## 証明書

令和6年分以降は收受印に代わる公的証明書の取得や確認手段として、  
国税庁からは下記の5つの方法が提示されています。

### ①e-Taxによる申告

電子申告時に送付される受信通知には、  
氏名・住所・受付日時・番号等が記載  
されているため、この通知自体が提出  
の証明書となります。

### ②申告書情報取得サービス

書面提出の場合でも、e-Tax を利用し  
てPDF ファイルを無料で取得するこ  
とができます。  
※オンラインのみのため、利用にあたってはマイ  
ナンバーカードが必要です

### ③保有個人情報の開示請求

税務署に開示請求することで申告書等  
の内容確認をすることができます。  
手数料は300円（オンライン申請は  
200円）で、1ヶ月程度かかります。  
※法人の申告書には利用できません

### ④税務署での閲覧サービス

税務署窓口にて過去に提出した申告書  
等を閲覧することができます。また、  
申請をすれば閲覧した書類の写真撮影  
も可能です。

### ⑤納税証明書の取得

税務署窓口にて証明書を取得するこ  
とができます。手数料は税目ごと1年度  
1枚につき400円（オンラインの場合  
は370円）です。

詳しくは国税庁 HP より  
ご確認ください。



国税庁～税の相談窓口～  
0570-00-5901  
（国税相談専用ダイヤル）

東村山市商工会

東村山市本町 2-6-5

TEL 042-394-0511 / FAX 042-394-0512